

令和5年第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和5年3月3日(金)午後2時 00 分
場 所	別府市農業委員会室
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号	農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届
出席委員 7名	※ 番号は議席番号 1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵 3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸 7番 星野 賢一
出席職員	事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘

午後2時 00 分 開会

(局長)只今より令和5年第3回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。先日の県外研修は、大変お疲れさまでした。佐賀県神埼市では、活動記録や最適化活動の先進的な取り組み、ひらの棚田では、棚田米のブランド化や交流イベント、棚田ボランティアなど、興味深い話があったかと思います。私たちの活動や地域で、何らかの形で活かしてまいりたいと思っていますので、一緒に話し合ってみましょう。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、4番委員、5番職務代理者をご指名いたします。よろしく願いいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付していますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者別府市法人です。区分、農業振興地域・農用地区域内。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、882 m²です。利用権の種類、貸借権。利用方法 水田。利用期間 令和5年3月6日から令和11年3月5日。貸賃支払い 直接、設定理由 利用権を設定する者、既に利用権の設定をしており、引き続き設定を行うため。利用権を受ける者、事業継続のため。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いいたします。

(6番委員)申請番号1は、継続案件でございます。2月23日(木)午後、地元の推進委員と現地確認をいたしました。申請地が1枚の水田になっており、場所は東山の椿地区で由布川溪谷の入り口でございました。この近くは複数枚東山パレットが複数枚耕作していますので、借受け人に問題がございません。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特にございません。

(議長)特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続いて、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号2 利用権を設定

する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、農業振興地域・農用地区域内。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、外1筆、計 1,876 m²です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 水田。利用期間 令和5年3月6日から令和11年3月5日。かし賃支払い 直接、設定理由 利用権を設定する者、すでに利用権の設定をしており、引き続き設定を行うため。利用権を受ける者、経営継続のため。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いします。

(6番委員)これも、同日地元の推進委員と現地確認をいたしました。場所は椿地区で由布川峡谷の入り口付近にあり景色の良い所で、1反9畝が3枚に分かれておりました。受け手は50代で、道路の対面に複数のハウスにて花卉栽培をしており、隣接している現地はしっかり管理はされておりました。現地調査の結果、受け手については、問題ないと判断いたしました。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第2号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特にございません。

(議長)特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続いて、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、議案の3ページをお開きください。議案第1号 申請番号3 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は別府市の法人です。区分、農業振興地域・農用地区域内。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、外1筆、1,930 m²です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 ハウス。利用期間 令和5年3月6日から令和 10 年3月5日。かし賃支払い 直接、設定理由 利用権を設定する者、すでに利用権の設定をしており、引き続き設定を行うため。利用権を受ける者、事業継続のため。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番職務代理者から補足説明をお願いいたします。

(5番委員)申請地は、受け手の東山パレットが、JAからの委託により稲苗を作っています。

継続の案件であり、受け手については、問題ありません。

(議長) 只今、5番職務代理者からの補足説明が終わりました。議案第3号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) 特ございません。

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続いて、申請番号4について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、議案の3ページをお開きください。議案第1号 申請番号4 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は別府市の法人です。区分、農業振興地域・農用地区域内。利用権を設定する土地、大字別府、田、現況田、外3筆、計 3,496 m²です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 水田。利用期間 令和5年3月6日から令和15年3月5日。かし賃支払い 直接、設定理由 利用権を設定する者、すでに利用権の設定をしており、引き続き設定を行うため。利用権を受ける者、事業継続のため。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番職務代理者から補足説明をお願いします。

(5番委員) 現地は 4 反近くあり、基盤整備された非常に作り易い水田です。今までも東山パレットが耕作していますので、問題ないと思います。

(議長) 只今、5番職務代理者からの補足説明が終わりました。議案第4号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(4番委員) この案件だけ利用期間が 10 年と長いのは、理由があるのでしょうか。

(事務局) 制度上20年までの間で設定できますので、自由に選べます。

(5番委員) 貸し手は病気で入院しているため、奥さんと東山パレットが話をして 10 年での貸借になったそうです。

(議長) 4 番委員よろしいですか。他に、ご意見ご質問はございませんか。

(各委員)特にありません。

(議長)他にご意見、ご質問もないようでありますので、議案第1号申請番号4番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号4番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後3時 15 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____